

## 野口久美子 『インディアンとカジノ—アメリカの光と影』

(2019 ちくま新書)

上 村 英 明

(恵泉女学園大学、市民外交センター、PRIME 客員所員)

率直に言って、掛け値なしに「よい」本である。その鮮やかさに、読後に本を閉じた後、やや余韻に浸るほどであった。「なかなかやるな」という感想は、やや年を重ねた者の感傷的なそれかもしれないが。

### 1. 入門書としての役割

年齢のことでいえば、1970年代末～80年代の初頭に大学生生活を送った私は、その後アイヌ民族の権利を対象にしながら、先住民族（人民）問題の研究をはじめ、1990年代には琉球民族の権利にその対象を広げることになる。専門の中身はアイヌ民族と琉球民族であったが、グローバル問題のひとつである先住民族（人民）問題の旗を自らの研究領域に掲げた手前、世界各地の状況を概観できる書籍に目を通した。例えば、アメリカ・インディアンの包括的な歴史や状況を知るため、日本人研究者の本を探したが、当時入門書の数はいずれも多くはなかった。藤永茂氏の『アメリカ・インディアン悲史』（朝日新聞出版〈朝日選書〉、1974年）、青木晴夫氏の『アメリカ・インディアン—その生活と文化』（講談社〈現代新書〉、1979年）などにお世話になった。その後、出版物の数は増えるが、インディアンの「叡智」「知恵」「教え」「魂」「アート」「ジュエリー」に触れるいわゆるスピリチュアル系の内容か、ホピ民族やナバホ民族など特定の民族を紹介するものが多かった。1980年代に入ると、清水知久氏の『米国先住民の歴史—インディ

アンと呼ばれた人びとの苦難・抵抗・希望』（明石書店、1986年）〈増補版、1992年〉、富田虎男氏の『アメリカ・インディアンの歴史』（雄山閣出版、1982年）〈第3版、1997年〉などが出版され、インディアンの包括的歴史をその権利を軸に俯瞰的かつ骨太に学ぶことができた。この時代には、アイヌ民族による国連人権機関を使った闘いも軌道に乗り、1993年の国際先住民年を経て、国連の先住民族権利運動は多難であったが、後戻りできない地点を通りすぎた。私自身「アメリカ・インディアン運動 (AIM: American Indian Movement)」や「国際インディアン条約評議会 (IITC: International Indian Treaty Council)」などの活動家ともジュネーブ<sup>(1)</sup>の会議場で、直接共通の課題に取り組んだ時代である。

こうした時期、包括的にインディアン社会を日本に伝えるという仕事を引き継いだのは、私の狭い知見では、阿部珠理氏であったと思う。阿部氏は、いくつかの本の翻訳を手掛けられる傍ら、『アメリカ先住民—民族再生にむけて』（角川書店、2004年）、『NHKカルチャーラジオ 歴史再発見 アメリカ先住民から学ぶ—その歴史と思想』

(NHK出版、2011年)、そして編著である『アメリカ先住民を知るための62章』(明石書店〈エリア・スタディーズ〉、2016年)などの書籍を精力的に刊行された。この2016年に刊行された出版物の執筆者リストで、私は野口久美子氏と出会うことになる。リアル世界で野口氏にお会いしたのは、2019年6月のことであった。アイヌ民族が中心となる「コタンの会」「北大開示文書研究会」からの、東京で報告会<sup>(2)</sup>を開催したいという相談に、昔の仕事先でもあり、現在も客員所員である明治学院大学の国際平和研究所にお願いして、会場を確保することができた。その会場で、「北海道」(ヤウンモシリ)<sup>(3)</sup>在住で、かつて二風谷ダム訴訟の原告、さらに長年の活動仲間である貝澤耕一氏から紹介されたのが、野口氏であった。

そうした縁で、この書評を引き受けることになったが、書名の『インディアンとカジノーアメリカの光と影』を知らされた時の率直な気持ちはちょっとした困惑であった。それが、冒頭の気持ちに変化する。一言で言って、「羊頭狗肉」ではなく、「狗頭羊肉」の本だからである。

まず、インディアン社会の全体像を日本社会に伝える入門書としては、先述した諸先輩たちを凌駕する域にある。本書を読めば、インディアン社会に関する基本知識ばかりでなく、彼らの目線に立って、彼らの怒りや悲しみを理解できる。

入門書としての本書の価値は、「第1章『インディアン』とは何か」、「第2章アメリカの建国」、「第3章アメリカの良心の揺らぎ」で展開されている。19頁から134頁に亘るこのパートでは、インディアンという存在の歴史的な構造やその歴史展開・変遷が、コンパクトに、適切な写真や図表を加え100頁ほどのスペースにまとめられている。読みやすくまとめる手法は、章の下にある「節」、その下にある「小見出し」の配置が有効に設計されているからだ。そのため決してゆとりのあるスペースではないが、初心者が必要とする事項は切

捨てられてない。第1章はインディアンを巡る定義や基本概念を扱うが、「第1節インディアンの呼称」、「第2節インディアンはどこから来たのか」、「第3節インディアンとは誰か」、「第4節インディアンはどこに住んでいるのか」、「第5節インディアンの部族自治」と5つの節で構成され、インディアンの基本的な地位や背景を知りたい読者のニーズに対応している。コロンブスの「到達」から、アメリカ合州国の建国までを扱う第2章は、「第1節他者との遭遇」、「第2節アメリカの建国」の2節で構成され、約600年前から300年間の歴史が簡潔に整理されている。コンキスタドールによる破壊、ピルグリム・ファーザーズ、マサソイトやポカホンタスという比較的知られた事項はもとより、キーワードとなるビトリア理論、ピーコート戦争、オールバニー会議、合州国連邦憲法と「アメリカの良心」などの項目も、より深い洞察と解説が必要な箇所に施されている。また、1800年代～1980年代にわたる合州国の拡大政策や植民地支配を扱う第3章は圧巻と言ってよい。「第1節強制移住政策」、「第2節保留地への隔離政策」、「第3節同化政策」、「第4節部族自治の再建」、「第5節レッドパワー運動」の5節で、大きく揺れる合州国政府のインディアン政策の変遷とその結果の整理が見事である。インディアン強制移住法とチェロキー民族の「涙の旅路」、保留地への隔離政策とインディアン戦争、「ドーズ法(一般土地割当法)」<sup>(4)</sup>と同化教育、ジョン・コリアと「インディアン再組織法(ホイラー・ハワード法)」、「連邦管理終結政策」とレッドパワー運動<sup>(5)</sup>と、その大きな流れが理解できる。先ほど紹介した『アメリカ先住民を知るための62章』のように、近年、複数の著者の論文を編者がまとめる形式の出版物が少なくない。しかし、こうした出版物は、執筆者数が多いほど、事典としての機能は充実しても、全体の流れを体系的に知るには物足りない。本書の第3章は、一人の著者が一貫して重

要な流れを執筆する利点が明確に表れている。

本書は、インディアンの包括的な歴史を知る入門書として優れている。若干苦言を呈するとすれば、本書のタイトルやサブタイトルからこの特性を想像しにくい。もし増補などの機会があれば、サブタイトルを「アメリカ・インディアン入門」など入門書を示唆できる形に変更することを期待したい。同時に、入門書としては、もう少し配慮が必要な点がある。第1章では、「インディアン」という総称や「部族」という用語の使用に関しては丁寧な説明がある。他方、1763年の英国王ジョージ3世の「国王宣言」が示した植民地とインディアン・カントリーの国境として紹介される「アレゲニー山脈」(70頁)は、その後の使用も含めて、もう少し詳しく説明してほしい。この山脈はアパラチア山脈の北東部に位置するひとつの山脈を指すこともあれば、アパラチア山脈全体を指す場合もあるからで、日本社会での認知度は「アパラチア山脈」が圧倒的に高い。また、入門書であるだけに、言及されている人物や組織には英文でのフルスペルがほしい。読者がさらに調べてみたいと思った時への配慮である。例えば、「全国アメリカ・インディアン議会(NCAI)」(126頁)は、日本では別に「アメリカ・インディアン国民会議」とも訳されており、NCAIという略語だけでなく、National Congress of American Indiansという正式名称も記述されるべきだろう。

## 2. 専門書としての貢献

本書の書評を依頼された時、やや困惑したことは先述した。その最大の原因、「カジノ」をテーマにした書籍であったからだ。もちろん、インディアン保留地での「カジノ」について聞いてはいたが、正直あまり関心を持たなかった。日本に住む一市民としては、「カジノ」はギャンブルの場であり、米国映画に登場する不健全で反社会的な印象が付きまとう。他方、インディアン問題といえ

ば、レッドパワー運動のような直接行動を見ようとしてきた。グローバル化が進む中で、登場したトランプ政権のような非民主的で、感情的な超保守政権の下で、先住民族(人民)の権利はどうか。例えば、2016年4月にオバマ政権の下で建設が始まった「ダコタ・アクセス・パイプライン(DAPL)」の建設に対するノースダコタ州に保留地を持つスタンディングロック・スー民族の抗議運動がある。石油パイプラインによって、聖地や埋葬地が脅かされ、水源のミズーリ川が汚染されるという訴えに、同年12月には、オバマ政権は工事の停止を決定したが、翌年1月にはトランプ新大統領により工事は再開された。幸い、2020年7月には、DAPLの稼働停止を命じるコロンビア特別区地裁の判決が出て、一段落したが、今後とも予断を許さない。

もちろんこうした直接行動型運動のフォローも重要だが、このやや旧時代型の思考に、野口氏は新たな発想を提供する。彼女は以下のように記している。

「一九六〇年代から八〇年代にかけての一連のレッドパワー運動は、法整備とインディアン局職員の再編を通して、インディアンの基本的人権に加え、インディアン固有の権利である部族の自治権を維持・強化するための制度的基盤を作った。」(133頁)

そして、その時代、インディアン社会の実体はどうだっただろうか。1969年にロバート・ケネディ上院議員、その暗殺後は末弟のエドワード・ケネディ上院議員によってまとめられた「ケネディ・レポート」は、1940年代末に登場した連邦管理終結政策によって生み出された「インディアン社会の深刻な貧困」を暴き出した。これに対し、ニクソン大統領は、連邦管理終結政策を翌1970年に正式に廃止し、連邦資金を使ってインディアン社会の自治・自活を強化する方針を打ち出し、1975年には「インディアン自決・教育援助法」で

制度化された。「国家が支援する部族自治体制の強化」(133頁)である。レッドパワー運動の影響もあって、制度はよりよい方向に転換したが、これにも問題があった。まず、ここで政策の土台となる連邦資金は、ほとんどが競争的資金であった。さらに、レーガン政権の時代には、連邦資金の枯渇によって「小さな政府」が叫ばれ、インディアン政策の予算は大幅にカットされた。この状況の中、インディアン社会の課題は、自治・自活の原則を生かしながら、極度な貧困からの脱却を図り、かつ連邦資金に頼らない社会運営の模索であった。そして、保留地は、連邦政府との条約によってインディアンの占有的な使用が認められ、州政府の管轄が及ばない信託地であった。こうした状況の中で、1970年代、セミノール、カバゾン、モロンゴなどの諸民族が、非課税の地の利を生かしてカジノビジネスに乗り出した。野口氏は、レッドパワー運動の時代を1980年代までとし、その後から現代に至る時代を「インディアン・カジノ時代」と定義する。「第4章カジノとインディアン」、「第5章インディアン・カジノ時代の到来」、「第6章インディアンの自画像」、「第7章インディアンはどこへ行くのか」の本書後半は、「インディアン・カジノ時代」という新しいインディアン社会のあり方の紹介と分析であり、極めて意欲的なパートである。

第4章では以下の節が並ぶ。「第1節そして貧困だけが残った」、「第2節はじめはたばこ産業」、「第3節アメリカのカジノ文化」で、米国のカジノ文化の背景やインディアン・カジノの前身である「たばこ店」経営の試みが紹介される。第5章は、本書の最も重要な部分だろう。「第1節インディアン・カジノ産業のはじまり」、「第2節インディアン・カジノ法」、「第3節インディアン・カジノ時代の幕開け」の3節で構成される。その幕開けから、1988年の「インディアン・ゲーミング規制法(カジノ法)」という法整備、そして、

新たにインディアン社会が得たもの・失ったものが紹介されている。第6章は「インディアン・カジノ時代」が生み出した影響を検証する。「第1節インディアン・マスケット論争」、「第2節揺れ動くインディアンのステレオタイプ」、「第3節インディアン知識人の自画像」、「第4節部族ロゴ」の4節が置かれている。野口氏は、レッドパワー運動が政治的自治を、インディアン・カジノ時代が経済的自治をそれぞれ目指したのに対し、両者の成果が向かうところは文化的自治(教育・福祉・記録の保存など)であると分析する。最終章である第7章は、こうした中で行われている政治運動の展開が紹介され、「第1節部族人口を守る闘い」、「第2節『部族人口』の選別」、「第3節学問の暴力との闘い」でまとめあげられる。

「インディアン・カジノ時代」に学ぶことが多かった理由は、アイヌ民族を含めて私の知る先住民族の多くが直面している共通の課題だからである。存在が認められ、一定の権利回復の道筋が見えてくる中で、先住民族には政府の予算措置が取られる。しかし、政府の予算措置は不安定であるばかりか、屈辱的でもあり、また政府はこれを新たな支配の道具に位置づける。政策は進むが幸せの実感が伴わない。その意味で言えば、先住民族が政府から独立した資金を確保することは、先住民族社会の再建の最重要課題のひとつとなる。1984年当時の北海道ウタリ協会(現、北海道アイヌ協会)が政府に要求した「アイヌ新法(案)」の第5項目には「民族自立化基金」の提案があった。これは、毎年の予算化ではなく、政府から一挙に基金への拠出を求め、アイヌ民族が独自に運営できる財政構造を作ろうとする提案である。「開拓」の開始以来、ヤウンモシリから収奪された資源の総量を考えれば、基金への拠出など不当とは思えないが、政府機関はこの提案を一顧だにしておらず、新しい「アイヌ施策推進法」(2019年)の下でも、予算化・計画の認定・予算の配分・ア

アイヌ民族の分断が進められている。

最後に、要所要所に置かれた、インディアン映画の解説も面白かった。「ナイト ミュージアム」(2006年)のサカジャウィアを思い出すきっかけにもなった。「ダンス・ウィズ・ウルブス」(1990年)のインディアン評も改めて考えさせられた。ただ、私のインディアン映画歴では、コチーズを描いた「折れた矢」(1950年)が転換点で、今でも学生に鑑賞させることがある。言及があれば、と思ってしまった。

ともかく、いろいろな角度から学べる本である。もちろん「インディアン・カジノ時代」にも、カジノの功罪というべきか新たな格差は広がっている。そうした現実の事例に関しては、鎌田遵氏の『ドキュメントアメリカ先住民—あらたな歴史をきざむ民』(大月書店、2011年)などを併読されたい。

\*個人的に、United Statesには「合衆国」ではなく「合州国」の訳を当てている。

註：

- (1) ジュネーブは、かつて国際連盟が置かれた都市であるが、国際連合の下では「国連欧州本部」が置かれ、2006年新設の人権理事会はじめ、人権高等弁務官事務所など人権機関が集中している。
- (2) 報告会は、2019年6月15日、「アイヌ施策推進法」と「アイヌ遺骨返還」をテーマに、明治学院大学の白金キャンパスで行われた。
- (3) 「北海道」を、アイヌ語を使って「アイヌモシリ」と標記することもあるが、本来これは「カムイモシリ(神の国)」に対する「人間の国」という意味である。社会科学的に解釈し、これを「アイヌ民族の伝統的領土」と使用することも可能であるが、この場合の「アイヌモシリ」には樺太南部や千島列島も含まれることになる。その意味で「北

海道」島だけを意味する場合、「ヤウンモシリ(陸の国)」を本稿では使うことにしたい。

- (4) 1887年の「ドーズ法」は、家長への土地の割当て、25年間政府の信託統治下にあつて、売買・譲渡ができないなど、1899年の「北海道旧土人保護法」のモデルになったともいわれている。(富田虎男、「北海道旧土人保護法とドーズ法」札幌学院大学『人文学会紀要』第46号、1989年)
- (5) 1960年代後半から70年代にかけて米国に広がったアメリカ・インディアンの復権運動。黒人解放運動のブラック・パワーに対し、レッドマン(赤人)と呼ばれたアメリカ・インディアンの運動としてレッド・パワーが用いられた。1968年のAIMの結成を機に、1969~71年のアルカトラズ島占拠、72年の「破られた条約の旅」(連邦政府の条約反古に対する抗議デモ)、73年のウンデッド・ニー占拠などが行われ、自己決定権、土地権、資源権などが主張された。